

(仮称)子ども条例制定支援業務委託 報告書

一般社団法人TOKYO PLAY

1.事業概要

事業の目的・概要

<目的>

狛江市は、子どもの視点に立った施策を総合的に推進していくために、子どもに関する各分野において、重視すべき基本的視点を一元的に規定するとともに、狛江市の子どもたちの権利の保障や、心も体も健やかに育つ環境整備のためにも、その理念を市全体で共有する仕組みになるものとして(仮称)子ども条例を制定します。

本事業では、条例に子どもの声を反映するため、子どもの居場所に出向き直接ヒアリングする「アウトリーチ」の手法で意見聴取を行いました。

<概要>

- (1) (仮称)子ども条例制定に当たっての子ども及び子育て当事者からの意見聴取の企画・運営及び実施
- (2) 上記(1)の意見聴取後の意見の分析
- (3) 狛江市子ども・若者・子育て会議の運営支援
- (4) 子どもへのフィードバックの実施

<事業実施の指針・方針>

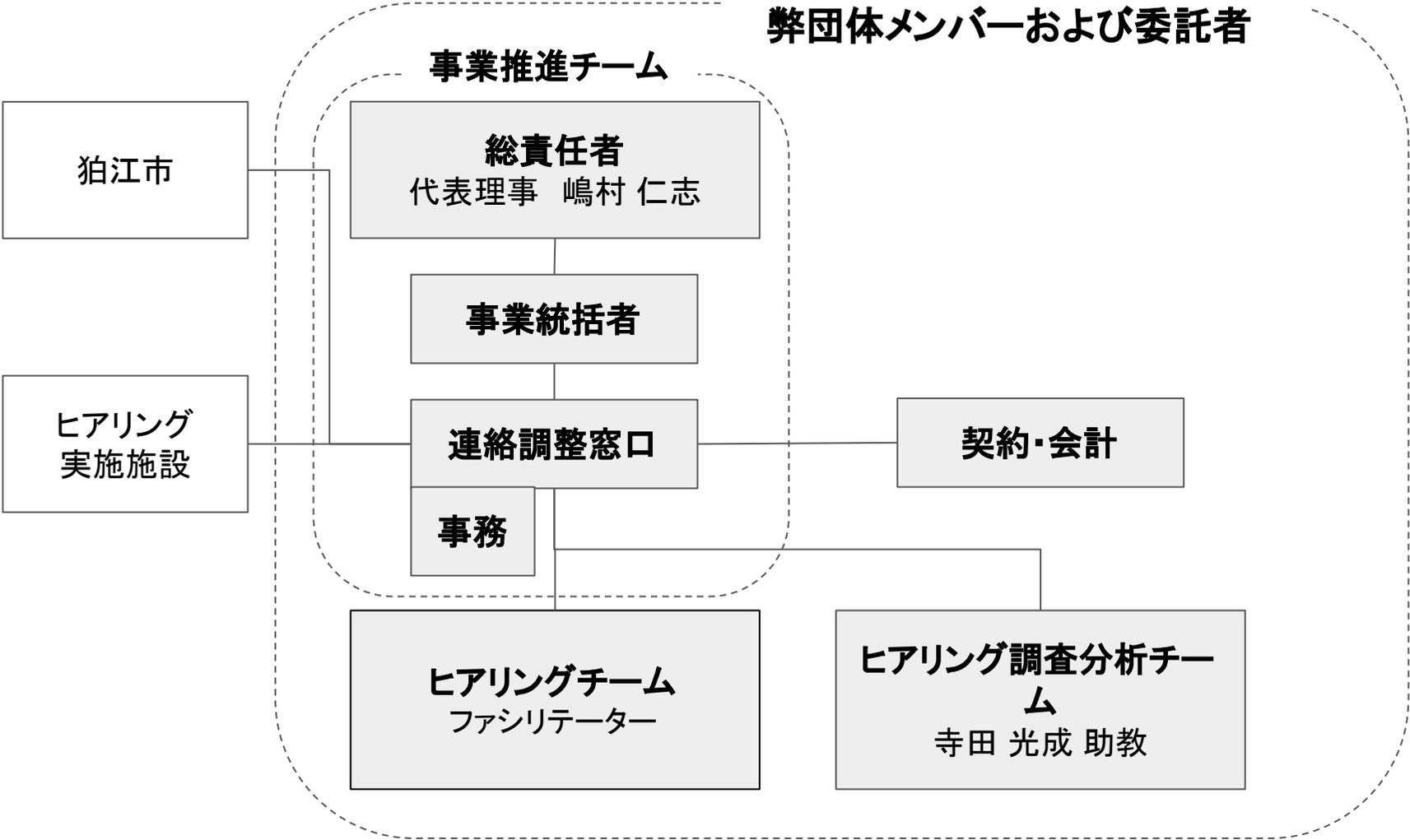
- ・子どもを権利の主体として尊重する
- ・子どもが「自由に」「安心に」意見を言える環境
- ・大人が、意見を軽じたり子どもの尊厳を傷つけてはいけない

スケジュール

2024-2025		10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議	子ども関連団体 交換会	★				★							
	子ども若者子育て会議		★			★	★	★	★	★	★	★	★
	条例					骨子の検討		素案の策定					
ヒアリング	施設決定		案内文送付	受入先決定	施設との事前打ち合わせ								
	設問 実施要件検討		要件定義										
	ヒアリング実施				ヒアリング実施								
	分析		要件定義	分析・所管・市へ報告		中間報告			最終報告				
	フィードバック冊子							作成					

業務執行体制

団体の代表理事を総責任者とし、事業統括者を中心に業務を執行。アウトリーチ事業では、ヒアリングチーム及び調査分析チームとの連携を実施する



ファシリテーターの資格や背景

資格

- ・プレーパーク、ユースセンター、学校、その他の子どもに関わるNPO・NGO等など、0～18歳の子どもと日常的に対話する業務に3年間以上従事した実績を有する
- ・回答を強制・誘導せず意見表明ができる雰囲気作りができること
- ・子どもファシリテーションやアドボカシーに関する研修を受けるなどしていること

背景

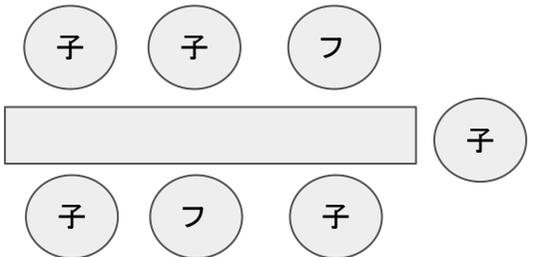
「困難を抱える子どもと仕事の中で日常的に関わっているだけではなく、元不登校当事者、被虐待経験者、ひとり親、障がい児の親、外国ルーツの親を持つ者、子どもの抱える困難やその背景について、実体験を伴った理解を持つ多様なメンバーが揃っています。

年代としても、20代から50代までメンバーがおり、訪問する施設や子どもの背景に合わせて、必要に応じた人選で対応を行いました。



2.ヒアリングについて

概要

<p>体制</p>	<p>子ども4～6名につきファシリテーター2名 (受け入れ先の状況等により対象人数は変更の可能性あり)</p>	
<p>形式</p>	<p>ワークショップ形式 (配置イメージ)</p>	
<p>服装</p>	<p>子どもたちが緊張しないように、フォーマルな服装は避ける。 過度にラフな服装や派手な服装も避ける。 場所に応じ例えば、プレーパークでのヒアリングの場合、ワンピースよりもジーンズの方が、子どもにとっては違和感が少ない。</p>	
<p>環境設定</p>	<p>安心できる雰囲気をつくるために、テーブルクロスやぬいぐるみ、手で遊べる立体パズル等を用意 ・ヒアリング中に飲食できる簡単なお菓子や飲み物を用意 ・テーマやヒアリングのルールが書かれたカードを用意し、安心できる環境づくりに努めていることを可視化</p>	
<p>掲示物 配布物</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">わたし</p> <h2 style="text-align: center;">私たちからの3つのやくそく</h2> <ul style="list-style-type: none"> ・だれがなにかはなしたかは、だれにもわからないようにするよ ・すべて大切な意見だから、どんなことでも話していいよ ・みんなの声は、かならず狛江市の人に届けるよ </div> <div style="width: 50%; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>ごまえし 狛江市子ども 条例のために 話してくれて ありがとう!</p> <p>大事なことが書いてあるので 持ち帰って読んでね。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="width: 30%;"> <p>ごまえし 狛江市では、これからつくる こども条例をよりよいものに するために、子どもたちから 話を聞いています。</p> <p>みなさんに話を聞くための 大切な約束を守ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 誰がなにを話したかは、 だれにもわからないようにする。 ● すべて大切な意見だから どんなことでも話していいよ ● みんなの声は、かならず ごまえしの人に届けるよ </div> <div style="width: 35%; border: 2px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>もし、ヒアリングで話したことを 取り消したいと思ったときには、 おうちの人や施設の職員さんに 相談してください。</p> <p>また、自分で裏面の連絡先に 直接電話することもできます。</p> </div> </div> </div> </div>	

ヒアリングの流れ

下記の流れにそってヒアリングを実施した。

内容	詳細	時間
準備	<ul style="list-style-type: none"> お菓子や飲み物を用意し、子どもが気軽に話しやすい空間をつくる 準備をしながら、近くにいる子どもには自己紹介をするなどし、楽しく安心した気持ちでヒアリングに臨んでもらえるような雰囲気づくりを行う 施設内の子どもが遊んでいる空間に自ら出向き、自己紹介をしたり、一緒に遊んだりしながら参加者との関係をつくりつつ、ヒアリングの場にお誘いする 	60分
オープニング	<ul style="list-style-type: none"> 子どもが模造紙の周りに集まったら、挨拶、趣旨や流れに加え、子どもの権利や倫理的配慮について説明する 	5分
アイスブレイク	<ul style="list-style-type: none"> 「この中で1番好きなお菓子」「最近ハマっていること」等、話しやすい話題で、自己紹介を中心としたものを実施する 自分固有の話を周囲の人に話し、受け入れてもらう場があることを確認するプロセスは、子どもの緊張を解くためにも欠かせない。雰囲気を見ながら、必要に応じて、長めに時間を取る 	5～10分
ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> 模造紙と付箋を用い、一人ひとりの参加者の声の公平に可視化され、さらなる意見を出しやすい環境をつくる ワーク① 権利条約を知る / モヤモヤをブレスト <ul style="list-style-type: none"> ・権利条約についての説明する(ユニセフ発行『読んでみよう！権利条約』) ・自分に起きている出来ごとをブレストし、権利の関連を感じてもらう ②に繋がるよう権利が守られていないと感じることにフォーカスし話をきいていく。 ワーク② ワークシートを埋める / 関連する権利番号を選ぶ <ul style="list-style-type: none"> ・②からの自然な流れで、シートを提示し、「実際に②で話が出たものを1つ書いてみようか」と促す ・書ける子どもは自分で、しゃべりたい子どもはファシリテーターが付箋に代筆し、シートを埋める ・みんなで共有し合いながら、関連する権利の条文番号を子どもが選ぶ 子どもの集中力や会話の流れを見ながら、適宜休憩を挟み、必要に応じて時間を短縮することも含め、子どもの負担が大きくなるように進める 	45分
クロージング	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちがヒアリングを受けた感想や言い残したことを話せる時間を設け、倫理的配慮を改めて確認する 	5分

ヒアリングで使用したワークシート

<p>どんなことがあった？</p>		<p>こ けんりじょうやくばんごう 子どもの権利条約番号</p>
		<p>ば しょ 場 所</p>
<p>とき その時、だれがなんて言っていた？ なに 何をしていた？</p>	<p>とき じぶん きも その時、自分はどんな気持ちだった？</p>	<p>ほんとう 本当はどうしてほしかった？ どうなるとよかった？</p>
<p>ねんれい 年齢</p>	<p>さい 歳</p>	<p>ほーむぺーじなど けいさい よ ばあい みぎ しかく しい HP等への掲載をしても良い場合は右の□に✓を入れてね。□</p>

ヒアリングで使用した子どもの権利条約

よ **読んでみよう!** 「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳

<p>第1条 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいが、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お産持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条 【子どもにもっともよいこと】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政令を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条 【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。</p> 	<p>第8条 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p>第9条 【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会った連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条 【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるような配慮をします。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条 【よその国に連れられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条 【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶんに考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条 【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条 【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条 【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条 【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から悪口を言われたり、罵られる権利もありません。</p> 
<p>第17条 【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものための情報が多く提供されるようにするため、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条 【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条 【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条 【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭に帰ることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。</p> 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。日本ユニセフ協会では、具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。



<p>第21条 【親子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条 【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条 【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるように、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条 【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第25条 【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p>第26条 【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときは、国からお金の支援などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条 【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかたがたに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要ときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けをします。</p> 	<p>第28条 【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならないように、子どもの尊厳が守られるという考え方をからしめるものであってはなりません。</p> 
<p>第29条 【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、理解を守ることなどを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条 【少数民族・先住民族の子ども】 少数民族の子どもや、もたらその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条 【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条 【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第33条 【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることまできまぬように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条 【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条 【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買ひされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条 【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p>第37条 【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人道的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで閉鎖施設に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯していたとしても、尊厳が守られ年長になった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条 【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条 【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 戦争や人道的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条 【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考え、扱われる権利をもっています。</p> 

ヒアリングの様子

全体を通して

- 最初はかなり緊張した様子でしたが、部屋に入りお菓子を見ると少しほぐれた様子になりました。「どんなことをするのか、何を聞かれるのか、話したことがどうなるのか」が分からないことが緊張の原因であるように感じたので、「ヒアリングの目的と主体」「話したことは親や施設の人には知られない」「公開される内容や相手は自分で決められる」「話したくないことは話さなくていい」「発言はいつでも撤回できる」ことを丁寧に説明したところ、かなり安心したようでした。特に「話した内容が親に伝わること」を心配しており、普段からそのような理由で身近な人にも相談ができていないと教えてくれました。最後に「いろいろ話せてスッキリした」という発言もあり、第3者がヒアリングをする意義を感じました。
- 職員さんが事前に声掛けをして興味をもってくれた子どもたち20人の中からくじ引きで選ばれたらしく、子どもたちが「今日は当たってラッキー！ くじ引き30人ぐらいいたんだよ！」と嬉しそうに話をしてくれました。小学校2～4年生の子どもたちで、普段も一緒に過ごしているメンバーなのでリラックスした状態で始まりました。子どもの権利について資料を元にお話をすると3人の子どもが「見たことある！」と話してくれました。
- 全員とにかく言いたいことがたくさんある子どもたちで、時間があればいくらでも延長できるような様子でした。途中まではファシリが意見を聴いて付箋に落とし込んでいたが後半には、自分たちでワークシートを「これまだ書いてよい？」と自分たちで書き始めるなど積極的な姿勢もありました。
- 一方で、ヒアリングに参加した子どもたちの中で「HPへの記載を望まない」を選択した子どもが少なくありませんでした。「今回話したことが、親や身近な人に伝わらないか？」「親についての話をした場合に、親が不利益を被らないか？」を非常に気にしていて「安心して自分の気持ちを表明すること」が叶わない状況にあることが強く伝わってきました。
- とにかく言いたいことがたくさんある子どもが多かったです。ヒアリングでも「いつまでやれるの？」「次はいつ来てくれる？」など、普段子どもの周りに話をじっくりと聴いてくれる大人の存在が少ないのかもしれないと感じました。
- 最後に条例制定までの今後の予定を話したところ、「ワークショップにまた来たい」という声が上がりました。

ヒアリングの様子

ワーク① 「読んでみよう！」権利一覧を見る / もやもやをブレスト

- ユニセフの権利一覧を見せたところ、すぐに1つを指差しながら、自分の体験を話しはじめてくれた子がおり、それがきっかけとなって他の子も自分の体験を語り始めました。途中、「権利って何？」という質問が子どもからあったが、「〇〇さんはどう思う？」と問い返すと、自分なりに言葉を探しながら回答してくれました。教科書的な説明だけでなく、それぞれの体験を通じて「権利とは」を考えてくれる場面でした。
- 8歳の子は、権利一覧を細かく読むことはしませんでした。イラストを見て直感的に「これは悪いこと！」と発言してくれたので、それぞれの権利を説明することができました。
- 権利について一覧を元に話をすると3人の子どもが「見たことある！」と話してくれました。子どもの権利について詳しく知らないけど、なんとなくわかるよと言ってくれました。
- アイスブレイクも兼ねて世間話をしながら日常の話を聴くと、「大人はずるい」「比べないで平等にしてほしい」「意見をちゃんと聴いてほしい」という言葉が目立って出ていました。

ワーク② ワークシートを埋める / 関連する権利番号を選ぶ

- ワークシートは、「書く」ことが苦手な子どもに表現するハードルを上げてしまわないよう注意して使用していましたが、ファシリテーターが代筆したり、聞きながら一緒に記入することで、懸念を解消できていました。逆に、出来ごとを本人の中で整理する時間にもなっていたようで、今回のヒアリングに参加することが子どもたちにとってもエンパワメントされるよい機会になっていると感じました。
- 途中まではファシリが意見を聴いて付箋に落とし込んでいましたが、後半は自分たちでワークシートを「これまだ書いてよい？」と自分たちで書き始めるなど、積極的な姿勢が見られました。
- それぞれのエピソードについて権利番号についてを尋ねる時間の出来ごとです。面白かったのは、エピソードを話している本人とは別の子が「3条じゃない？もっともよいこと」「2条じゃない？」などそれぞれがエピソードを聴いて思った権利を言ったり、それを聴いた本人は「うーん、なんか違うかな・・・」「それは近いかもー！」と子どもたち同士で言葉のラリーをしながら権利について深め合っている様子があったことです。とても印象的でした。

3.アウトリーチヒアリングで 聴いた子どもたちの声の分析

ヒアリングの全体分析

ヒアリングでは、ユニセフ発行の子どもの権利条約一覧を使用し、子どもたち自身に関連番号を探してもらう手法を取ることで、自らに起きた出来ごとと権利を紐づけられるようにしました。どの出来ごと、複数の権利番号が記されるものも多く、出来ごと一つ取り出しても、**様々な権利が複合的に関連することが**見えてきます。また、子どもがイメージした番号を記入することを大切にされたため、大人からは他にも関連するよう感じたものもありましたが、言及していません。

ワーク①、ワーク②を通して、特に多かった声は「**意見を表す権利(第 12条)**」に関連した内容でした。子どもに関する事なのに子どもの意見を聞かずに決まってしまうこと、日常の中で意見を言おうとしたのに聴いてもらえなかったこと、意見を伝えることで怒られたこと……と、意見を伝え、受け取ってもらうということについてそれぞれのフェーズで「モヤモヤ」したことがたくさん聴かれました。

日本語では、俗に「意見表明権」と言われている権利ですが、英語では『Article 12 of the Convention on the Rights of the Child obligate to "Respect for the views of the child".』と書かれており、“**view**”は、「見通し」や「信じていること」といったことが含まれ、「意見」というほどではない「**思い**」も**含まれた言葉**です。今回のヒアリングでは、時間の限りもあるため概要に止め、そういった説明もしていませんが、「意見表明」という言葉でここまで子どもたちが連想して、たくさんの声を上げたことに、いかに日常的に保障されていないと感じているかが見て取れます。

次いで、**子どもにとってもっともよいこと(第3条)**、**休み、遊ぶ権利(第 31条)**、**差別の禁止(第 2条)**に関連する声が多くあげられました。

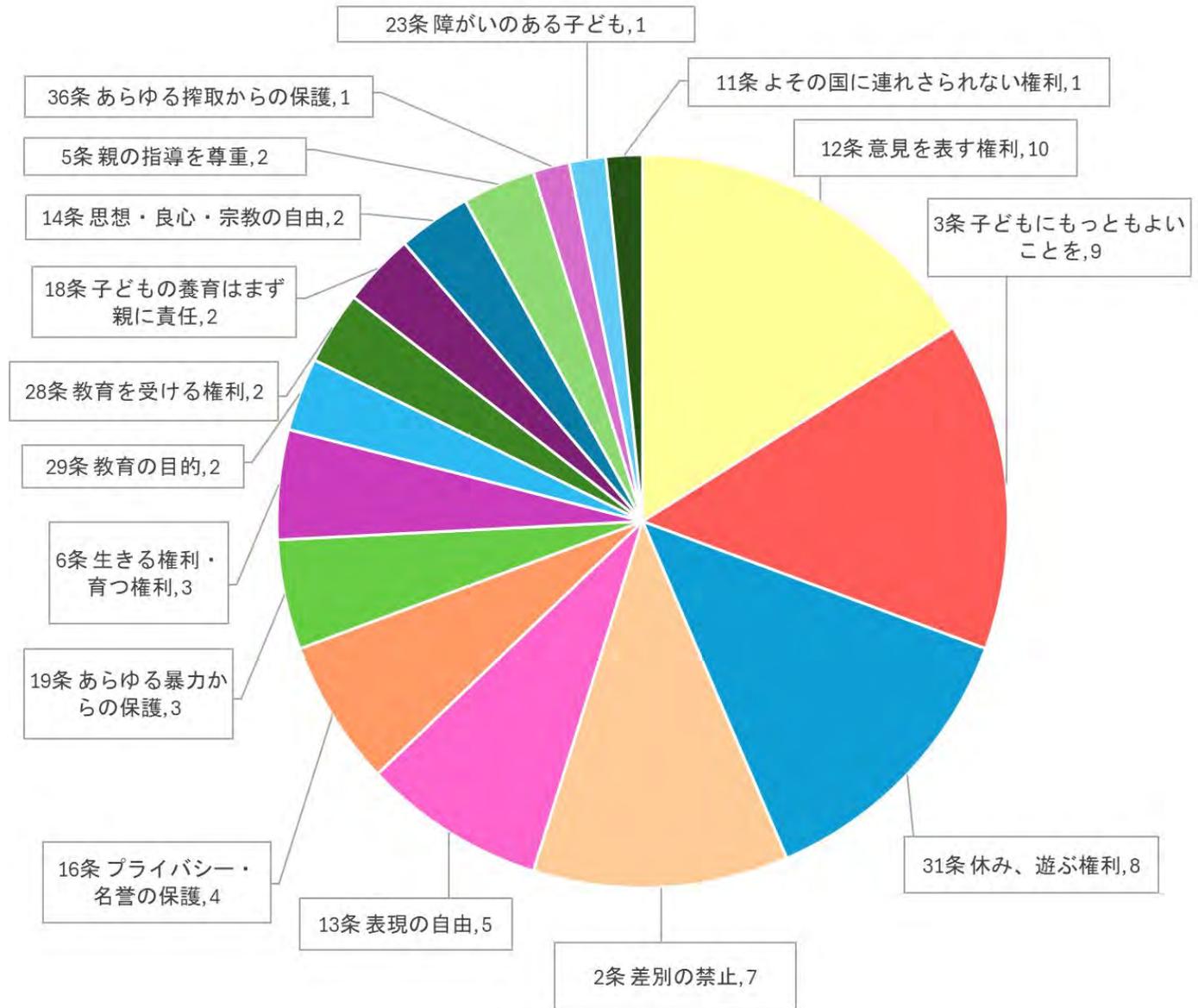
関連番号こそ指定しなかったものの、「もっとこうしてほしい」「こうなりたい」という声がたくさん寄せられ、子どもたちが暮らしの中で実に多様な「モヤモヤ」した出来ごとに遭遇していることが明らかとなっています。全てに対し補足をつけることはできませんが、次の項より多かった関連権利に分け、考察します。

<分析について・凡例>

- 『子どもの意見』については、ワークシートに記載されたままの表現を巻末に記載し、この章ではより意味が通るように一部編集しています(冒頭に、ローデータの整理番号を記載)。
- 多く寄せられた4つの権利についてのまとめでは、他にも関連づけられた権利番号については省略しているので、巻末のローデータをご参照ください。
- まとめた権利番号以外の声については、子ども本人が関連付けた関連権利番号を末尾に記載し、カテゴリズして並べました。

集計：ワークシートに基づく子どもの権利番号

- 1条 子どもの定義
- 2条 差別の禁止
- 3条 子どもにもっともよいことを
- 4条 国の義務
- 5条 親の指導を尊重
- 6条 生きる権利・育つ権利
- 7条 名前・国籍をもつ権利
- 8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利
- 9条 親と引き離されない権利
- 10条 別々の国にいる親と会える権利
- 11条 よその国に連れさられない権利
- 12条 意見を表す権利
- 13条 表現の自由
- 14条 思想・良心・宗教の自由
- 15条 結社・集会の自由
- 16条 プライバシー・名誉の保護
- 17条 適切な情報の入手
- 18条 子どもの養育はまず親に責任
- 19条 あらゆる暴力からの保護
- 20条 家庭をうばわれた子どもの保護
- 21条 養子縁組
- 22条 難民の子ども
- 23条 障がいのある子ども
- 24条 健康・医療への権利
- 25条 施設に入っている子ども
- 26条 社会保障を受ける権利
- 27条 生活水準の確保
- 28条 教育を受ける権利
- 29条 教育の目的
- 30条 少数民族・先住民の子ども
- 31条 休み、遊ぶ権利
- 32条 経済的搾取・有害な労働からの保護
- 33条 麻薬・覚せい剤などからの保護
- 34条 性的搾取からの保護
- 35条 誘拐・売買からの保護
- 36条 あらゆる搾取からの保護
- 37条 拷問・死刑の禁止
- 38条 戦争からの保護
- 39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰
- 40条 子どもに関する司法



アウトリーチヒアリングでの分析①

第12条 意見を表す権利(子ども不在での決定)

子どもの意見

NO.2 公園・いつの間にか滑り台なくなった。いきなりなくなった。鉄棒もなくなっちゃった。ぐるぐる回る遊具は、誰かがけがをして壊したみたい。子どもたちにお知らせがない。何でなくなったの？楽しかったのに、もっと遊びたかった。赤ちゃんは遊びやすそうだけど…。なんで小さい子の遊ぶものばかり作って大きい子どもが遊ぶものがなくなるんだろう。なんで遊具を勝手に壊すのか聞きたかった。壊さないでほしかった。お知らせの看板とか意見貼れる場所欲しかった。

NO.18 部活動での行事、合宿を顧問の先生の判断のみで”行わない”と決められてしまった。合宿をしたくて高校でその部活に入った人もいる中、部員が意見を言うことなく決定していた。その後、部員側から意見を出す場を設けていただいたものの、もう決まったことの変更はない、と、話し合いは終わってしまった。部員から、まず部員にも話してから行うかどうかの判断をしてほしい(と言った。)

(ブレスト) 子どもが安心して遊べる場所をつくってほしい。前、大声で遊んでいたら「うるせえよしずかにあそべ」と言われたからです。

考察

- 学校や公園など普段子どもが過ごす様々な場所でのことを、大人が子ども不在で勝手に決めてしまっている、という事例が多く聴かれました。子どもたちにも考えや希望があるにも関わらず、大人の都合で聴かれないことはもちろん、知らされることもないことに対する不満や怒りが吐露されています。
- 意見を聞く場が設けられたとしても、結果は変わらずとりあえず聞くだけ、といういわば「形式的に意見を聴く」場が設けられたことについても不満をあげており、ちゃんと聴いて考えて欲しいという声もあげられました。
- こうした「聴かれない」ことの積み重ねは、「どうせ大人が決めてしまう」「話しても無駄」「大人の喜ぶ答えを考えればいいんでしょ」という大人への不信感や意見を伝えることへの軽視に繋がってしまう恐れがあります。

結果提案

- 子どもに関することを議論・決定する際に、当事者である子どもに聴き、一緒に考える「子ども参画」が必要です。
- 「子ども」に取り組む際は、可能な限り適切な情報を子どもが分かるように伝えることが必要です。
- 意見表明の場を設けるだけでなく、意見がどのように反映されたか、また結果だけでなくそのプロセスを子どもにフィードバックしていく仕組みが必要です。
- こうした「意見表明権」を保障したプロセスを日常のあらゆる場面で体験することで、子どもたちは大人から同じ社会の一員として意見を聴かれる実感を得られ、当事者意識を高められます。仕組みとして取り入れる必要があります。参考：[地方レベルでの効果的な、代表制が確保された、包摂的な子ども参加：ユニセフ国内委員会が活動している国々の子ども・若者評議会に関する研究](#)
- 非常に重要な示唆のため、条文や逐条解説に、具体的な意見表明及び反映までのプロセスの記載が必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析②

第12条 意見を表す権利(大人との会話)

子どもの意見

NO.11 家・親が「昔の音楽に興味ないのはもったいない」と**自分の意見を尊重してくれなかった**。親に「最近の曲聞いてばかりで昔のに興味ないなんてもったいない。聞くべき」に言われた。親の意見もわかるけど、自分の音楽に対する**価値観を押しつけないで**ほしい。「オススメだからきいてみて」的に、自分と親の両方を尊重した互いにいい言い方にしてほしい。

NO.7 クラスの男子が「給食はグループでしゃべりながら食べたい」と言っていた。だけど先生は「**ダメです**」と**すぐに言った**。自分の学校は他の学校と少しちがうところがある…。**少しでも私たちの話を聞くように**してほしい。

NO.25 ろう下で遊んでいる人がいて、いいのか！と思って私たちも遊んだら、先生に私たちだけみつけられて、怒られた。遊び始めたきっかけはそのことなのに、聞いてもらえなかった。先生が**自分たちだけを理不尽に怒った**。「遊んでいる人がいたので、私たちもいいのかと・・・」といったら、**さえぎって**「人のことはいいから関係ない」と言われた。「遊び始めたきっかけはそのことだから、それで怒られるのは理不尽だと思った。言いたいことはたくさんあるから、言わせてほしい。ムカつく！**どんな話でも、一回自分の話をきいてほしい**。」

考察

- **子どもも本人なりの考えをもっている**ということがよくわかると思います。それを大人の価値観で一方向的に決めつけてしまうことは、子どもの不満を募らせる上に、健全な関係とは言えないのではないかと考えます。大人が聴きたい声のみを意見として取り上げるのではなく、どんな声もまらず聴いてほしいと子どもたちは訴えています。
- 子どもたちの声から見えてくるのは、**子どもの権利への理解や子どもの声を聴く意味がまだ浸透していない**ということです。
- 「意見を言うと怒られる」というニュアンスの声も複数上がりました。ヒアリングの際には、ワークシートの公開を望まないと選択した子どもが複数人おり、身近な大人に伝わる懸念、身近な大人自身に不利益が起きないかという不安を口にする子どもも複数いました。自分の**気持ちを表明すること自体に、安心安全を感じていない** ことの表れともいえます。

結果提案

- **子どもに関わる職業**につく大人に向けて、子どもの権利及び子どもの意見表明の意義を知るための**講座や研修**が必要です。
- また、職業についていなくとも、**子どもの身の回り**にいる大人、地域で暮らしている全ての大人に向け、広く子どもの権利や意見表明について知ってもらうための**普及啓発**が必要です。
- どんな人の意見も大切である上で、子どもの声はより意識しないと聴き取れないことがあることを注意なくはいけません。**子どもの声をより大切に扱おうとする意識の醸成**が大切だということを条例に記載する必要があります。
- ただ声を聴くだけでなく、聴こえた声を軽視したり、声が安易に漏洩されるなどの二次被害が起きないように、子どもに関わる職業につく全ての大人が**セーフガーディングの研修**を受け、また活動に取り入れる**仕組み**が必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析③

第12条 意見を表す権利(中高生の立場として)

子どもの意見	<p>NO.5 高校受験で自分が進学したい高校を一回否定されたこと。自分「〇〇高校に行きたい」、親「最低でも偏差値60以上の高校に行きなさい」。どうして自分が学びたい所で学ばせてくれないのか？ 1回は認めた上で、1つの意見として言ってほしかった。</p> <p>NO.16 図書館で勉強しようとした時に、2時間っていう時間制限が決められているし、その場所も人数制限も決められていてちゃんと勉強できなかった。市自体にも自習スペースがなくて、中高生が気軽に勉強できる場所がどこにもない。その図書館の人に”2時間経ったんで早くどいてください”みたいに言われた。普段、子どもが騒いでいて注意するのはわかるけど大人も大声で話しているうるさいときもあった。言い方きつくて嫌だなと思った。もっと中高生が自習できるスペースをふやしてほしいし、勉強している子にもっと優しくしてほしい。</p>
考察	<ul style="list-style-type: none">● 子どもと一括りにしてしまっていますが、実際には幼少期や学童期の課題や悩み・求めていることと、中高生・若者の課題や悩み・求めていることに違いがあることも明瞭になったと考えます。● 中高生・若者世代になっても、声を届ける場はなく、自分の想いや意見を聴いてくれる人や機会、自分で自分のことを決めていくことを認めてほしい・応援してほしいという強い思いを感じられました。● また、小学生世代とは別に、中高生・若者世代が気軽に学んだり過ごせる居場所が求められています。場所としては設けられていても、制限があったり、小学生と棲み分けができず、過ごしにくい場所があることも読み取れます。
結果提案	<ul style="list-style-type: none">● 中高生・若者を、「子ども」と一括りにせず、中高生・若者が過ごしやすい居場所づくりが必要です。● 中高生・若者の居場所づくりを進めていくためにも、ユース世代に特化したヒアリングや意見を聴く場が必要です。● 子ども全体にいえることが、居場所づくりを進める初めの段階から、主体的に参画できる機会や仕組みづくりが必要です。● 「子どもの権利」の対象者であることはもちろん、より上記のような取り組みが実現しやすくなるためにも条例にユース世代に特化した記述が必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析④

第3条 子どもにもっともよいことを「子どもの最善の利益」

子どもの意見	<p>NO.14 テストの点がわるかったり悪いことをしたらスマホ没収という話題が出てくる。親が出す条件(テストの点数)に満たなかったらスマホ没収。届かない目標を設定してくる。なんでテストがあるんだろう？スマホは関係ない。なんとも(反論)できない。スマホの話題は出さないでほしい。</p> <p>NO.28 黒板見ながらノート書くの大変、首も疲れる。小学校ノートパンパンになるまで書いた。ノートよりもプリントにしてほしかった。タブレットだったら楽かも。</p> <p>(ブレスト) 実際困っている子に聞くべき。学校に行けてるし、たいがいの子は幸せ。家庭で幸せじゃない→そういう子に聞いて。共感しあえるのが大事。これじゃできない。</p> <p>(ブレスト) 一時保護所の現状を国がちゃんと見るべき。一時保護所はひどい状態。ほんとひどかった。東京都でちゃんとやるべき。この意見が国にあってほしい。一時保護所のことを伝えたかった。これを書きたかった。</p>
考察	<ul style="list-style-type: none">大人は何かに従わせるために子どもが困る条件を出しがちだが、それに対する不満の声が聴かれました。まず従わせることが必要なのか、大人がそうしたい場合に関係のない条件を持ち出していないか、対等な大人同士では出さないような条件ではないか、子どもの最善の利益を考えて判断できているか立ち止まる必要性が問われています。大人であればいろんな人がいることは当たり前のように感じられますが、いざ子どもになると「みんながやっているのだから」と画一的な管理の仕方を平然と強いてしまっていることがあります。一人一人の子どもの最善の利益を考え、合理的な配慮がなされる、ということができていないことがわかる声があがってきました。自分以外の子どもの困難について言及する声も複数ありました。置かれている状況が異なっても、子どもだからこそ感じられる「あの子の困難」についても、聞こえてきたため対面でのヒアリングをした意義を感じました。自分のことでも他の子のことでも、困っている時に、相談したり悩みを伝える場所が子どもたちに分かりやすく伝わっているかも問われています。
結果提案	<ul style="list-style-type: none">大人にはたくさんの都合があり、子どもに指示したい場面が多くあることは承知の上で、行動を促す際に罰則などの条件を設けることは、権利の面からみても児童の発達のにも倫理的にも難しく、あらゆる大人の意識変革が必要です。それぞれ子どもによって最善の利益は異なることを前提に、大人が勝手に想定するのではなく「子どもによって最もよいことは異なる」ことを前提にした文言が、条例や逐条解説により詳しく記載される必要があります。非公開の声も含め、子どもが置かれている状況特有の困難を抱えていることがわかっているので、必要な支援が届くよう日常的に悩みを伝えられる場所や機会を、子どもたちにわかりやすく伝える手段が必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析⑤

第31条 休み、遊ぶ権利

子どもの意見	<p>NO.3 公園の遊具が壊された(撤去された)。ゴミが多い。年齢制限があって使える物が減っている。ボール禁止みたいだけど公園に看板が見つからない。遊具が小さくて遊べなかった。親が滑り台で遊ぶのは小さい子がいるからダメと言われた。お兄さん(大人)がゴミを捨てていた(ポイ捨て)。もやもやした。汚いと思った。どうしてダメか教えてほしかった。どうして年齢制限があるの?なくしてほしい。ボールを使いたい。ゴミを捨てないでほしかった! 大きい滑り台を作ってほしかった。新しい遊具を作ってほしい。</p> <p>NO.12 テスト期間中には習い事なしと言われた。(試験勉強を)あまりやってない自分が悪いけど、習い事をやめさせられた。「テスト1週間前は習い事行くのはダメ」と言われて、遊びに行くのもダメと言われた。しょうがない事だし、自分が悪い事だけどそこまでしなくてもいいのに と思った。自分の意見を言ってもその条件は変えてくれなかったの、残念だった。自分の考えを聴いてくれたなら、その条件をするかしないかを、また考えてくれれば良かったのになと思う。</p> <p>NO.33 前、6、7人で、大声で、遊んでいたら、「うるせえ!しずかにあそべ!」と言われた。むかついたけど、大事になるのもいやだと思って、謝った。50代くらいのおじいさんふたりからうるせえよ!しずかにあそべ!と言われた。友だちといたけれど、みんなうぜえよ!だまれよ!と言っていました。公園だから遊べる場所だからうるさくしても良いと思う んです。優しく言ってほしかった。もりあがって遊びたい。子どもが安心して遊べる場所をつくってほしい。</p>
考察	<ul style="list-style-type: none">● 公園での禁止事項は地域の様々な要因がありますが、課題の一つとして子どもが過ごす場所の環境や仕組み・過ごし方のルールなどが子ども不在または意見が軽視されて決められていることがあげられます。人の根源的な欲求の一つである「遊ぶ」環境についても、子どもの権利が保障されていないことを、子どもたちはよくわかっているともいえます。こうした事の積み重ねで、子どもたちが漠然と大人や社会に対して諦め感を抱いたり、どうせ大人は勝手に決めてしまうというイメージをもってしまう危機感をもちます。● 子どもの声＝騒音・不快と感じてしまうエピソードは、地域の大人と子どもが日常での関わりやコミュニケーションを取れていないことが一つの要因にあります。単に公園の遊具や遊ぶ時間が増えれば良いという話ではなく、子どもにとってやさしい眼差しを増やしていくための社会の在り方や暮らし方にまで繋がる話だと読み解きました。● 公園や地域で遊ぶときに「大人の望む遊び方」と「子どもがやってみたい遊び方」に大きな差があると感じられました。
結果提案	<ul style="list-style-type: none">● 遊ぶことは、子どもの生活そのものです。子どもの遊ぶ場所や居場所の環境や使い方などのルールを議論・仕様変更する際に、当事者である子どもに聴き、一緒に考える「子ども参画」が必要です。● 公園でのルールや禁止看板については、子どもも含めた地域全体の課題です。地域づくりとも繋がるため、地域の子どもの大人が共に話し合う機会を通じて、共に利用しやすい場やきっかけをつくることを、仕組みとしてもつことが必要です。● 意見表明の項でも言及しましたが、全体を通じて子どもの声や子どもの権利が軽視されています。子どもの権利を保障していくためにも、まずは狛江市内の大人が子どもの権利について理解するため、「子どもの声」「子どもの意見表明」の普及啓発が必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析⑥

第2条 差別の禁止

子どもの意見

NO.13 **親と兄弟が優秀すぎて比べられる** 「(親は)昔、塾とか行ってなくても自分で予習とかして毎回100点だったよ」とか「〇〇ちゃんは〇〇なのに、なんでできないの？」って言われる。**私とあなたたちは違うじゃん** って思いました。比べられないで、違う人間として見てほしかった。

NO.21 部活で**顧問の先生に暴言を言われた**。部活の練習中、うまくできないと先生に馬鹿やブスと言われた叱られているときにラケットを投げられた。友達が性差別発言を受けた。もう部活に行きたくないと思った。先生に授業でも会いたくなかった。言い方に気をつけてほしい。暴言は使わずに叱ってほしい。**傷つく言葉は使わないで** ほしい。

NO.23 転校先の小学校で親が共働きでなかなか行事に見に来れなかったことに対して、周りの**クラスメイトやその保護者達に陰口や悪口を言われていたが、学校の先生がとりあってくれなかった**。クラスメイトには「親いないんだ」とか「貧しいから共働きなんだ」と言われ、保護者たちからは「またあの子一人だ」「かわいそう」と言われた。学校の先生には「そんなの無視しなさい」と言われてとりあってもらえなかった。自分が外部から来た人間だからとりあってもらえなかったのかな。周りが共働きじゃなくて専業主婦の家庭が多いから理解されなかったのかな。**見放された気持ちになった**。学校の先生から保護者の人に注意してほしかった。味方になってほしかった。

考察

- 兄弟姉妹・友達、親の昔と自分を**比べないでほしい**、**一人の人として見てほしい** といった声が様々あり、比較したり比べられることが子どもにとってとても辛いことだということをひしひしと感じました。
- 子どもは大人が思っている以上に**大人のことをよく観察しています**。子どもと大人のやりとりはもちろんのこと、大人同士のやり取りからも多くの情報を得ていますが、そうしたやり取りから、時に守ってもらえないと感じたり大人を頼ることが難しいと思うことがあることが伺えます。
- 子どもの権利が守られず、暴言や差別発言に晒されたり、大人はその気がなくても子ども側がそう感じて傷ついてしまったりする事象が**これだけたくさん出てくることに申し訳なさ**と強い**危機感** をもちました。特定の大人であっても、そういった言動の積み重ねが、大人全体・社会全体への不信感や信頼関係が失われることに繋がります。

結果提案

- 差別というイメージし切れない、**他者と比較されることの辛さと、子どもであっても「一人の人」として見てほしい** という思いが伝わるような**表現を条例の中に入れる** が必要です。
- 子どもに関わる全ての大人に向け、子どもの権利の普及啓発が必要です。
- 職業として子どもに関わる大人に向けて、子どもの権利の講座及び研修の実施が必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析⑦

注視した意見：第19条 あらゆる暴力からの保護 に関連

子どもの意見	<p>NO.26 先生に怒られた時に、みんなにごちゃごちゃ言われた。休み時間、僕は静かにしていたのにうるさくされてすごくイラついた。○○さん変じゃない？と言われた。僕、嫌われてるんだなあ。前は、○-○(クラス番号)って聞くだけで嫌だったけど、今は、それは少し平気になった。もちろん、顔と見えるのは今でもいやだ。怒られたりしても見ないでほしかった。(第28条 教育を受ける権利、第31条 休み、遊ぶ権利)</p> <p>NO.22 授業で自分でテーマを考えて作文するときにテーマを先生に見せにいったら、否定されて考え直しをさせられた。改めて考え直しをしたテーマを見せたら否定はされなかったけど、周りにいる人に聞こえるようにばかにされた。先生が私に気にするようなことを言ったり、ばかにした態度をとった。周りにいた子も笑って、先生に賛同する子がほとんどだった。ショックだったし、何でこんなこと言われなきゃいけないのかという怒りがあった。変えてほしいなら、こういう言い方はどうかなど提案してほしかった。そもそもばかにしないでほしかった。周りの人に聞こえるように言わないでほしかった。(第13条 表現の自由、第16条 プライバシー・名誉の保護、第29条 教育の目的)</p>
考察	<ul style="list-style-type: none">● この2つの声については、「あらゆる暴力からの保護」にも関連する と考えます。子ども自身は暴力と感じていたかはわかりませんが、こうしたことも暴力からの保護に入るということが子どもに広く浸透していない可能性があります。このケースだけではなく、暴力を受けている子ども自身が、暴力だと認識・理解していない可能性もあるといえます。● 上記に繋がりますが、心理的に不安になってしまったり、家庭・地域・学校その他生活している場面で暴力だ(またはその可能性がある)と気づいた時、どこにどのように相談すればよいのか、相談して安全なのかを子どもがしっかりと知らされていない可能性もあります。
結果提案	<ul style="list-style-type: none">● 条例の中での暴力についての記載は、物理的暴力だけではなく心理的暴力や社会的暴力 などについても、子どもにわかりやすい表現を記載する必要があります。またその際に、具体的に記載してしまうことで傷つけてしまったり二次被害に繋がってしまう恐れに注意し配慮した記載が必要です。● 子どもは、様々な場面で困っているときに、どこにどのように相談をすれば良いのか、また相談しても本人と相手が安全であるかどうかを、知る必要があります。例えば学校の先生の事はだれに相談すればよいのかなど、予防の視点からも具体的にどのようなことに困ったら相談をして良いのかイメージが沸きやすい状態をつくり、気軽に相談しやすい環境づくりが必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析⑧

注視した意見:子どもの権利全般・子ども参加

子どもの意見	<p>NO.6 自分のものじゃなくても「片付けなさい」と言っているのにお母さんは「私のものじゃないし」とか言っているの、自分が言ったことが自分でできていない。圧があるから、(自分は)特に何も言えずにいた。ひどいと思った。自分で言ったことは自分でやってほしい。(第5条 親の指導を尊重)</p> <p>NO.9 ○○(姉妹)が家で私が作っていた作品を壊した。わざとじゃなくて壊しちゃったけど○○が謝ってくれなかった。○○がすぐイライラするからむかつく。親はわざとじゃないいいでしょと言っていて、○○は謝ってくれない。だから○○が作っていたものを私も壊したら、私に謝れと言った。あやまれよ!! 頑張ってるのに!! だから○○が作っていたものを壊したくなった。両方に謝れと言っほしい。謝らせないなら両方謝らせない。平等が良い。(第2条 差別の禁止、第3条 子どもにもっともよいことを、第6条 生きる権利・育つ権利)</p> <p>NO.29 入りたい部活に入れなかった。先輩がもう1度チャレンジしてみたら? と誘ってくれて仮入部はできたけど、5教科の勉強不足という理由で結局入部は見送られた。先生に遠回しにダメと言われた、提案という名の反対。こっちの方が良いのでは?と提案された。おかしくない! ?と、同級生や先輩は共感してくれた。一瞬、不登校になりかけた。入りたい部活のことをもう1回先生にちゃんと伝えただけダメだった。結局今は違う部活に入っている。夢、自分でかなえたい。希望した部活に入りたかった。先生の意見じゃなく、自分の意見がちゃんと通るようにしてほしい。(第2条 差別の禁止、第29条 教育の目的、第31条 休み、遊ぶ権利)</p>
考察	<ul style="list-style-type: none">● 意見表明と深くつながる話ですが、大人が意見を聴いてくれない側面だけではなく、子どもの権利自体が軽視されたり尊重されていない大人側の意識の問題のように感じるエピソードでした。子どもだからと話を流したり、理由や正当性を聴くことなく、大人が判断、評価をしてしまうことに憤りを感じ、自分の声が伝わらないことの辛さを感じていると感じます。● 生活リズムや、家庭内の役割、組織としての秩序、管理責任など、大人側の理由として想像しますが、そういったことを鑑みても、どのエピソードについても子どもにとって理不尽な関わりであり、特にNO.29は、そのことで不登校になりかけるという暮らしにまで影響を与えていることに、大人として危機感をもちます。
結果提案	<ul style="list-style-type: none">● 子どもに関わる全ての大人に向けての子どもの権利の普及啓発が必要です。● 職業として子どもに関わる大人に向けて、子どもの権利の講座及び研修の実施も必要です。● 学校や施設など、子どもが関わる居場所においては、可能な限り子どもの自己決定を尊重すると同時に、当事者である子どもと一緒に居場所をよりよくしていくための「子ども参画」が必要です。● 子どもの参画と併せて、意見を聴くだけではなく意見反映までをセットにした「子ども参加」の仕組みづくりが必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析⑨

注視した意見： 第23条 障がいのある子ども、第6条 生きる権利・育つ権利

子どもの意見

NO.17 障がいのある子たちがもっと暮らしやすく生きてほしい社会になってほしい と思った。全体的に身体的にも精神的にも”普通”の人が有利な社会だと思うから。もっと障がいをもっている人自身もその家族も気軽に助けを求められるようになってほしい。もっと障がいに対して偏見をなくしていけるように条約(条例?)を変えてほしい。もっと生きやすい社会になってほしい。(第23条 障がいのある子ども)

NO.31 文章が書けないお友達 がいて、そのことに対してみんなが悪口を言っていて、その子が泣いたら、そんなことで泣くのはよくない、とか、社会でやっていけない、と言っていた。悪口を言っていた子が、泣いている友達に「すぐに泣いたらだめだよ」と言っていた。いろいろな人がいるし、泣くのをこらえるとたまってしまうから、泣きたいときは泣けばいいし、いやなときはいやだって言ってもいいじゃない、と思った。みんな自由で、文章が書けなくても支え合って生きていければいい。(第11条 よその国に連れさられない権利、第13条 表現の自由、第14条 思想・良心・宗教の自由)

(ブレスト) 特別支援学級(校)のこと。できる子はできるんだから普通級と線引きしないで。分けちゃいけないと思う。大人たちはなんで分けるの？できる子はできる。大人は見過ごしてる。線引きしないで統一してほしい。

考察

- 社会の大きな流れとしてインクルーシブな社会 を目指し、ユニバーサルデザインやインクルーシブ教育、インクルーシブな遊び場づくりなどが展開されていますが、子どもの声からはいまだ暮らしに浸透していない 様子が伺えます。
- 非公開の声含め、条例や仕組みが変わりつつあるなか、今を生きる子どもにとっては言語や発達、外国ルーツやアクセシビリティなどまだまだ様々なことに物理的にも心理的にも壁がある ことがわかりました。
- 意見表明、最善の利益とも繋がりますが、合理的配慮や一人一人のニーズにあった関わりを大人が見本として見せられていないことで起きている事象なのではないかと思えます。

結果提案

- インクルーシブな環境(物理的・心理的)への理解促進や、普及啓発 は、大人子ども共に必要です。
- 上記のような声があることを強みに、インクルーシブ教育やそうした環境づくりを、子ども参画を通じて醸成していく場や機会 が創出が必要です。また、そういった環境を大人自身が率先してつくっていかうとするプロセスを子どもに見せる ことも必要です。
- 障がいや様々な文化背景を持つ子どもを含むすべての子どもが、抱える課題や悩みを聴く機会や反映するための仕組みづくりが必要です。

アウトリーチヒアリングでの分析⑩

注視した意見:様々なスペシャルニーズの子ども若者について

地域の親の意見

- 不登校のためにやりたいことをやるという体験ができなかった。
- 学校いく／いかないにかかわらず体験できるようになってほしい。
- 高校の時、部活でケガをさせられたが先生がごまかした。言い返して、いじめられた。正座させられた
- 引きこもりが長くなると社会に出る意欲がなくなっていく。
- 「引きこもり」という言葉が大嫌い、悪いことをしているみたい。
- 子どもが話す相手は私、高校時代の友人。父とは合わない。家族の中でもギクシャク。早く家を出られればいいけど出られない。
- 日中1人で散歩できない(フラフラあるいているのも...と思うので、夜散歩している)。
- (引きこもり)友達は結婚して子もいるので離れていった、自分は仕事もしていない誘われても行きづらい。
- 仕事は無理。朝おきれない。
- ゴミ拾いでも何でもいい、だれかにあなたは必要なんだよ、といってもらえる。人の役にたつことが大事。最近の子はみとめてもらいたい、「いいね」がほしい、と思っている。

想い願い

- 「子どもがたのしみなことがあって生きていける」
- 支援者、される側のマッチングが大切。マッチングアプリみたいに。
- 基本的な条約を変える必要はないが、守れているかどうか？守れない条件は何か？を大人が常に意識できるように気軽に話し合うことができた方がいい。
- 多くの人に受け入れられるルール(大人が作っている)世の中は多数派に合わせて作られている。少数派は多数派に合わせるよう努力をしている→多数派が優遇されている(少数派に合わせてもらっている)ことを認識して、少数派に配慮をするのが当然だと思える世の中になると良いと思います。
- 見慣れない、わからないことから、マイノリティをさけてしまう。見た目でわかる障害の方への接し方がわからなくて避けてしまう。→小さい頃から、接する機会があると、手を差し伸べやすくなる(慣れることの重要性)(ボランティア精神)見えない障害の方とは誤解が生じやすいため、みんなを混乱させてしまう。→多数派とは少し違う特性を持った人がいる(周りの理解が必要)子どもの場合は通訳となるような人がいるとお友達とのトラブルを回避しやすいと思います。

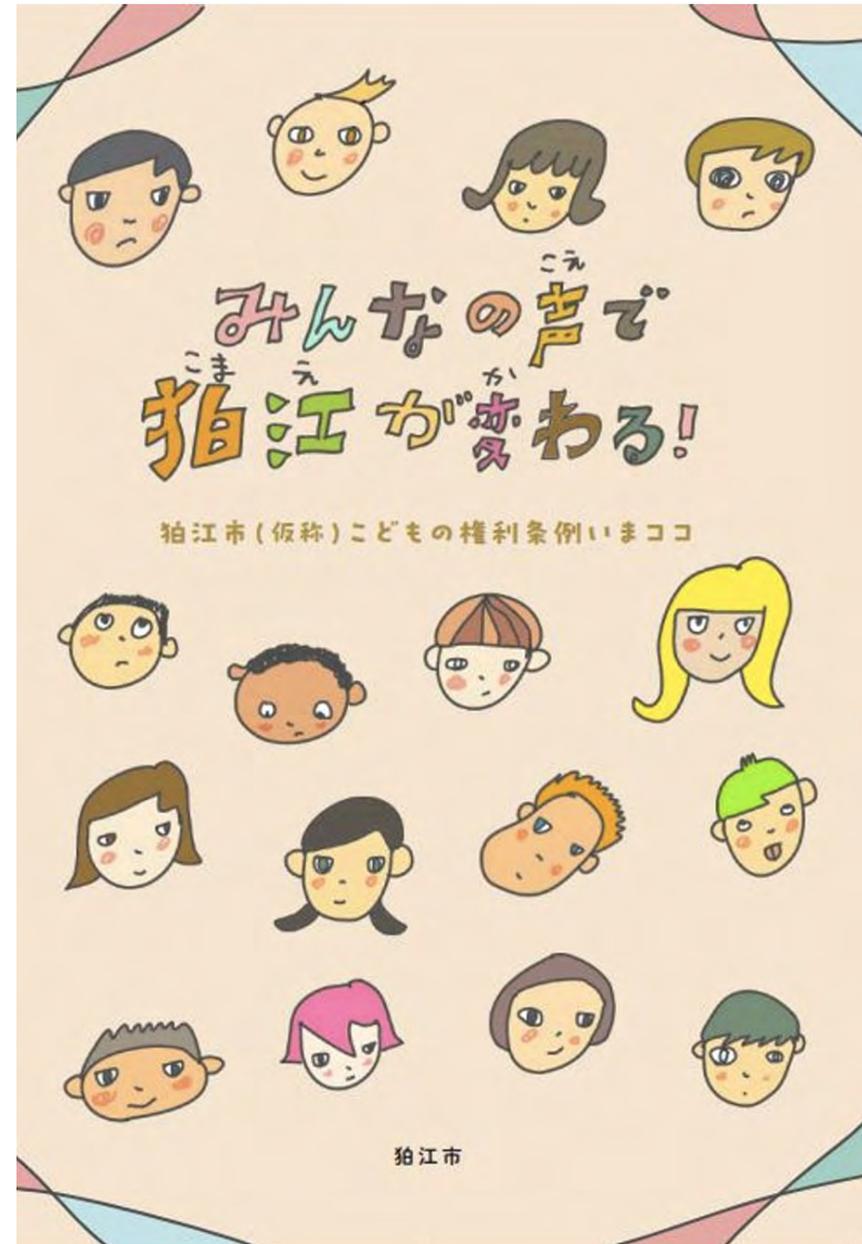
4.子どもへのフィードバック冊子 「みんなの声で狛江が変わる」

4.子どもへのフィードバック冊子 「みんなの声で狛江が変わる」

委員の有志のみなさまと共に、アウトリーチの取り組み、条例までのスケジュール、一部の声を掲載したフィードバック冊子を作成しました。

<冊子を作成した目的>

- ・ヒアリングに協力してくれた子どもたちに、こども条例をつくるためのヒアリングをしたことのふりかえりや、本人たち以外にもいろんな意見が出たことを伝える
- ・協力してくれた子どもだけでなく、参加できなかった狛江市の子どもたちみんなに、この取り組みを伝える。誰が読んでも意味がわかりやすく、声を自分ごととして共感できるよう伝える。
- ・条例制定のプロセスや、いろんな人が関わっていることを知ることで、条例に興味をもってもらえるよう伝える。



5.アウトリーチヒアリング で聴いた声

ワークシートに記載された声①

NO	年齢	子どもの権利 関連番号	場所	1.どんなことがあった	2.その人にはなにをした？ なんて言っていた？	3.そのとき、どんな気持ちだった？	4.本当はどうしてほしいか？ どうなるとよかった？
1	7才	第6条 生きる権利・育つ権利 第19条 あらゆる暴力からの保護	下校中	昨日下校の時に、3人の友達に身体を捕まえられて逃げられなかった。	友達が捕まえて来いって言っていて、別の友達に捕まえられた。最後は1人が助けてくれて、ランドセルおろして脱出した。	せっかく早く帰れるのに、なんだ！！いきなり！！	捕まえなくてよかった。 1人は助けてくれた。(助けてくれた子の話をしているときは嬉しそうなお顔をしていた)
2	8才	第3条 子どもにもっともよいことを 第12条 意見を表す権利	公園	いつの間にか滑り台なくなった。いきなりなくなった。鉄棒もなくなっちゃった。子どもたちにお知らせがない。	ぐるぐる回る遊具は、誰かがけがをして壊したみたい。	何でなくなったの？楽しかったのに、もっと遊びたかった。赤ちゃんは遊びやすそうだけど…。なんで小さい子の遊ぶものばかり作って大きい子どもが遊ぶものがなくなるんだらう。	なんで遊具を勝手に壊すのか聞きたかった。壊さないでほしい。お知らせの看板とか意見貼れる場所欲しかった。
3	9才	第2条 差別の禁止 第31条 休み、遊ぶ権利	公園	公園のゆうぐがこわされた。ゴミがおおい。ねんれいせいげんがあつてつかえる物がへっている。ボール禁止みたいけど公園に看板が見つからない。小さい子がいるから親からあそんではダメといわれた。遊具が小さくてあそべなかった。	おやが滑り台で遊ぶのは小さい子がいるからダメって言った。お兄さんが(大人)ゴミをすてていた。(ポイすて)	もやもやした。きたないと思った。どうしてダメかおしえてほしい。どうしてねんれいせいげんがあるの？ボールをつかいたい。	ゴミをすてないでほしい！大きいすべり台を作ってほしい。ねんれいせいげんをなくしてほしい。あたらしいゆうぐを作ってほしい。
4	9才	第6条 生きる権利・育つ権利	家	靴を履くときに弟がぶつかってきた。謝りもしないで「そこにいる人が悪いんでしょ」と言ってきた。弟が保育園の時は口が悪くなかったから許してあげられた。	そこにいる人が悪いんでしょ。	弟が1年生になって言葉遣い悪くなった、だから許したくない。なんでそんな言葉遣い悪くなったの？悲しい。ムカつく気持ちもあった。	弟に謝ってほしい。
5	17才	第5条 親の指導を尊重 第12条 意見を表す権利	家	高校受験で自分が進学したい高校を一回否定されたこと。	自分「〇〇高校に行きたい」 親「最低でも偏差値60以上の高校に行きなさい」	どうして自分が学びたい所で学ばせてくれないのか？	1回は認めた上で、1つの意見として言ってほしい。

ワークシートに記載された声②

NO	年齢	子どもの権利 関連番号	場所	1.どんなことがあった	2.その人にはなにをした？な んて言っていた？	3.そのとき、どんな 気持ちだった？	4.本当はどうしてほしかった？どう なるとよかった？
6	10才	第5条 親の指導を尊重	家	自分のものじゃなくても「かたづけなさい」と言っているのにお母さんは「私 のものじゃないし」とか言っているの で、自分が言ったことが自分でできて いない。	圧があるから、(自分は)特に 何も言えずにいた。	ひどいと思った。	自分で言ったことは自分でやってほ しい。
7	11才			クラスの男子が「給食はグループで しゃべりながら食べたい」と言ってい た。	だけど先生は「ダメです」とす ぐに言った。	自分の学校は他の 学校と少しちがうと ころがある...	少しでも私たちの話を聞くようにして ほしい。
8	11才			公園のルールが少しきびしいような気 がする。花火がダメなのはわかるけど ボール×だと遊具しか...		遊ぶ選択肢がなく なってしまう。	ボール×だけじゃなく、こういうやり 方ならいいよ、とか、まわりの人に 注意してください、とか。
9	9才	第2条 差別の禁止 第3条 子どもにもっともよいことを 第6条 生きる権利・育つ権利	家	〇〇(姉妹)が家で私が作っていた作 品を壊した。わざとじゃなくて壊し ちゃったけど〇〇があやまってくれな かった。〇〇がすぐイライラするから むかつく。	親はわざとじゃないいいで しょと言っていて、〇〇はあ やまってくれない。 だから〇〇が作っていたもの を私も壊したら、私に謝れと 言った。	あやまれよ！！頑 張って作ったの に！！だから〇〇 が作っていたものを 壊したくなった。	両方に謝れと言ってほしい。謝らせ ないなら両方謝らせない。平等が良 い。
10	ひみつ	第31条 休み、遊ぶ権利	家	友達が遊びたいから家に行きたいと いっていたけど、親同士でメールが繋 がってないと友達を勝手に家に連れ てこれない。 だから、友達には勝手に来れないっ て言った。	親は急に来られても困ると言 う。	親に怒られたくない からムリ。	友達同士でその場で答えを出して いいなら行きたい。いつも親が決 めるから自分で決めたい。友達と約束 して自分でいきたい。時計も持って いく家のそばの公園だから道も分 かっている。

ワークシートに記載された声③

NO	年齢	子どもの権利 関連番号	場所	1.どんなことがあった	2.その人にはなにをした？なん て言っていた？	3.そのとき、どんな気持ち だった？	4.本当はどうしてほしかった？ どうなるとよかった？
11	13才	第12条 意見を表す権利 第13条 表現の自由 第14条 思想・良心・宗教の自由	家	親が「昔の音楽に興味ないの はもったいない」と自分の意 見を尊重してくれなかった。	「最近の曲きいてばかりで昔 のに興味ないなんてもったいな い。きくべき」と親に言われた。	親の意見もわかるけど、自分 の音楽に対する価値観を押 しつけないでほしい。	「オススメだからきいてみて」的 な自分と親を尊重して互いにい い方についてほしかった。
12	13才	第31条 休み、遊ぶ権利	家	テスト期間中には習い事なし と言われた。あまりやってない 自分が悪いけど、習い事をや めさせられた。	「テスト1週間前は習い事行くの はダメ」と言われて、遊びに行く のもダメと言われた。	しょうがない事だし、自分が 悪い事だけどそこまでしなく てもいいのと思った。自分 の意見を言ってもその条件 は変えてくれなかったので、 残念だった。	自分の考えをきいてくれたな ら、その条件をするかしないか を、また考えてくれれば良かつ たのになと思う。
13	13才	第2条 差別の禁止 第3条 子どもにもっともよいことを 第16条 プライバシー・名誉の保護	家	親と兄弟が優秀すぎて比べら れる	「(親は)昔、塾とか行ってなくて も自分で予習とかして毎回100 点だったよ」とか「〇〇ちゃんは 〇〇なのに、なんでできない の?」って言われる。	私とあなたたちは違うじゃ んって思いました。	比べられないで、違う人間とし て見てほしかった。
14	14才	第3条 子どもにもっともよいことを 第12条 意見を表す権利	家	テストの点がわるかったり悪 いことをしたらスマホ没収とい う話題が出てくる。	親が条件(テストの点数)に満た なかったらスマホ没収。届かな い目標を設定してくる。	なんでテストがあるんだろ う? スマホ関係ない なんとも(反論)できない。	スマホの話題は出さないでほし い。
15	13才	第3条 子どもにもっともよいことを		先生の態度があまり良くなく、 沸点がわからない。	よく先生がよくわからないところ でキレル。	なんでそんなことで怒るのか 理解できない。	自分の中のルールで人を見ない でほしい。もっとこっちにより そって考えてほしい。

ワークシートに記載された声④

NO	年齢	子どもの権利 関連番号	場所	1.どんなことがあった	2.その人にはなにをした？なんて 言っていた？	3.そのとき、どんな気持ちだった？	4.本当はどうしてほしいか？どう なるとよかった？
16	17才	第12条 意見を表す権利 第28条 教育を受ける権利	図書館	図書館で勉強しようとした時に、2時間っていう時間制限が決まっているし、その場所も人数制限も決められていてちゃんと勉強できなかった。 市自体にも自習スペースがなくて、中高生が気軽に勉強できる場所がどこにもない。	そこの図書館の人に「2時間経つたんで早くどいてください」みたいに言われた。 普段、子どもが騒いでいて注意するのはわかるけど大人も大声で話しているうさいときもあった。	言い方きつくて嫌だなと思った。	もっと中高生が自習できるスペースをふやしてほしいし、勉強している子にもっと優しくしてほしい。
17	17才	第23条 障がいのある子ども		障がいのある子どもたちがもっと暮らしやすく生きやすい社会になってほしいと思った。全体的に身体的にも精神的にも「普通」の人が有利な社会だと思うから。			もっと障がいをもっている人自身もその家族も気軽に助けを求められるようになってほしい。もっと障がいに対して偏見をなくしていけるように条約(条例?)を変えてほしい。もっと生きやすい社会になってほしい。
18	17才	第12条 意見を表す権利 第13条 表現の自由	学校	部活動での行事、合宿を顧問の先生の判断のみで「行わない」と決められてしまった。合宿をしたくて高校でその部活に入った人もい中で、子ども(部員)が意見を言うことなく決定していた。その後、こちら側から意見を出す場を設けていただいたものの、もう決まったことで変更はない、と、話し合いは終わってしまった。 部員から、まず生徒にも話してから行うかどうかの判断してほしい(と言った。)	顧問の先生からは前の年に合宿や本番のタイミングでの体調不良者の増加があったからという理由で行わないと決まったと言われた。	やはり生徒が関わっている事は、特に相談してほしいと思った。	しっかりと部員や保護者を交えて意見をまとめ、それを反映してほしいと思った。 全員、部活全体が納得いくような判断をしてほしい。
19	13才	第2条 差別の禁止 第3条 子どもにもっとよいことを		クラスで3グループに分かれる。今いるグループ、小学校と変わらない ダメとは言わないけど、そんなにすぐには無理と言われた	高校に上がる時希望伝える 高校の先生がOKしてくれたら変わる	あの子たちにできて自分はできない。ちょっと悲しかった。小学校のやってきたこと、先生は分かっていたのでは？。小、中、高と一体となっている学校。自分は中学校からの転入。小学校でやってきたことの内容が先生に伝わっていないから、自分がどこまでできるのか分かっていないのでは？との本人の推測。	教科書学習がしたい。違うグループに移りたい。

ワークシートに記載された声⑤

NO	年齢	子どもの権利 関連番号	場所	1.どんなことがあった	2.その人にはなにをした？なんて言っていた？	3.そのとき、どんな気持ちだった？	4.本当はどうしてほしいかった？ どうなるとよかった？
20	17才	第31条 休み、遊ぶ権利	狛江市	小さい子どもたちは屋外に出て体を動かすべきなのに、その遊ぶ場所が少ない。公園もボールを使えない所が多いし、遊具も危険だからという理由で解体されてしまっていて遊ぶものがほとんどない。	公園で子どもたちがゲーム機を使ってゲームをしていて公園の意味がない。	自分が小さい時ですら遊ぶ場所が少なかったのに、今の子どもたちはもっと可哀想だと思った。	もっと子どもが遊べる場所、環境づくりをしてほしい。
21	17才	第2条 差別の禁止 第16条 プライバシー・名誉の保護	学校	部活で顧問の先生に暴言を言われた。	部活の練習中、うまくできないと先生に馬鹿やブスと言われた。叱られているときにラケットを投げられた。友達が性差別発言を受けた。	もう部活に行きたくないと思った。先生に授業でも会いたくなかった。	言い方に気をつけてほしい。暴言は使わずに叱ってほしい。傷つく言葉は使わないでほしい。
22	17才	第13条 表現の自由 第16条 プライバシー・名誉の保護 第29条 教育の目的	学校	授業で自分でテーマを考えて作文するときにテーマを先生に見せにいったら、否定されて考え直しをさせられた。改めて考え直しをしたテーマを見せたら否定はされなかったけど、周りにいる人に聞こえるようにばかにされた。	先生が私に気にするようなことを言ったり、ばかにした態度をとった。周りにいた子も笑って、先生に賛同する子がほとんどだった。	ショックだったし、何でこんなこと言われなきゃいけないのかという怒りがあった。	変えてほしいなら、こういう言い方はどうかなど提案してほしいかった。そもそもばかにしないでほしい。周りに聞こえるように言わないでほしい。
23	17才	第2条 差別の禁止 第16条 プライバシー・名誉の保護	学校	転校先の小学校で親が共働きでなかなか行事に見に来れなかったことに対して、周りのクラスメイトやその保護者達に陰口や悪口を言われていたが、学校の先生がとりあってくれなかった。	・クラスメイトには「親いないんだ」とか「貧しいから共働きなんだ」と言われ、保護者たちからは「またあの子一人だ」「かわいそう」と言われた。 ・学校の先生には「そんなの無視しなさい」と言われてとりあってもらえなかった。	・自分が外部から来た人間だからとりあってもらえなかったのかな。 ・周りが共働きじゃなくて専業主婦の家庭が多いから理解されなかったのかな。 ・見放された気持ちになった。	・学校の先生から保護者の人に注意してほしいかった。 ・味方になってほしいかった。
24	12才	第12条 意見を表す権利 第13条 表現の自由	学校	学校のクラスの輪に入れない。理由は苦手な人が多い。もともと仲が良かった子とは裏で接しちゃう。気にかけてくれる子がいて安心できる。嬉しい。 「(付箋記載)自分が素でいられる →表。自分が素でいられない →裏。」		表と裏がある(本当はやりたくない)。無理やり笑顔にしちゃう。自分の考え言わなくなっちゃう。相手に合わせることが多い。自分の意見がないように感じちゃう。 素(表)でいると嫌なことされたこと思いつく。ママには心配かけたくない。	裏と表が無ければいい。家族と○○ちゃんと○○ちゃんは素でいられる。いじめなんかなくなればいい。本当はクラスの輪に入りたい。中学行ったら別れられるからうれしい。中学への心配もある。不登校にならないようにしたい。

ワークシートに記載された声⑥

NO	年齢	子どもの権利 関連番号	場所	1.どんなことがあった	2.その人にはなにをした？なんて 言っていた？	3.そのとき、どんな気持ちだった？	4.本当はどうしてほしいかった？どう なるとよかった？
25	13才		学校	ろう下で遊んでいる人がいていいのか！ と私達も遊んだら、先生に私達 だけみつけられて、怒られた。遊び始めた きっかけはそのことなのに、聞いてもらえ なかった。	先生が自分たちだけをりふじんに 怒った。「遊んでいる人がいたので、 私達もいいのかと・・・」といったら、 さえぎって「人のことはいいから関係 ない」と言われた。	"遊び始めたきっかけはそのことだか ら、それで怒られるのは理不尽だ と思った。 言いたいことはたくさんあるから、言わ せてほしい。 ムカつく！"	どんな話でも、一回自分の話をきい てほしい。
26	7才	第28条 教育を受ける権利 第31条 休み、遊ぶ権利	学校	先生に怒られた時に、みんなにごちゃご ちや言われた。休み時間、僕は静かにし ていたのにうるさくされてすごくイラつい た。	〇〇さん変じゃない？と言われた。	僕、嫌われてるんだなあ。前は、〇-〇 (クラス番号)って聞くだけで嫌だったけ ど、今は、それは、少し平気になった。 もちろん、顔とか見るのは今でもいや だよ。	怒られたりしても見ないでほしい。
27	15才			ノート書くの大変			ノートではなくプリントにしてほしい タブレットだったら楽かも
28	13才			黒板見ながらノート書くの大変、首も疲れ る。小学校ノートパンパンになるまで書い た。			ノートよりもプリントにしてほしい た。タブレットだったら楽かも。
29	13才	第2条 差別の禁止 第29条 教育の目的 第31条 休み、遊ぶ権利	学校	・入りたい部活に入れなかった。先輩がも う1度チャレンジしてみたら？と誘ってくれ て仮入部はできたけど、5教科の勉強不 足という理由で結局入部は見送られた。	先生に遠回しにダメと言われた、提 案という名の反対。こっちの方が良 いのでは？と提案された。おかしくな い！？と、同級生や先輩は共感して くれた。	一瞬、不登校になりかけた。入りたい 部活のことをもう1回先生にちゃんと伝 えたけどダメだった。結局今は違う部 活に入っている。	夢、自分でかなえたい。希望した部 活に入りたかった。先生の意見じゃ なく、自分の意見がちゃんと通るよ うにしてほしい。
30	7才			謝る言い方やな人いる。風車作ってあつ て(壊れちゃった) 。相手は小さい声で「すみませーん」だけで、 すぐ行っちゃった。		めちゃくちゃむかついた。すみませんじゃ すまないー。	気持ちを込めて謝ってほしい。

ワークシートに記載された声⑦

NO	年齢	子どもの権利 関連番号	場所	1.どんなことがあった	2.その人にはなにをした？なんて 言っていた？	3.そのとき、どんな気持ちだった？	4.本当はどうしてほしかった？どう なるよかった？
31	10才	第11条 よその国に連れさられない権利 第13条 表現の自由 第14条 思想・良心・宗教の自由	教室	文章が書けないお友達がいて、そのことに対してみんなが悪口を言っていて、その子が泣いたら、そんなことで泣くのはよくない、とか、社会でやっていけない、と言っていた。	悪口を言っていた子が、泣いている友達に「すぐに泣いたらだめだよ」と言っていた。	いろいろな人がいるし、泣くのをこらえるとなまってしまふから、泣きたいときは泣けばいいし、いやなときはいやだと言ってもいいじゃない、と思った。	みんな自由に文章が書けなくても支え合って生きていければ良い。
32	10才		学校	自分なりにがんばっていたのに、もっとがんばりなさいと先生に言われた。	みんな、もっと良い点なのに、あなただけ低い、と言われた。	自分はがんばっているのに！ がんばっているからいいじゃん、って思った。	ほめてほしかった。もっと自分なりにがんばって！と言ってほしかった。
33	9才	第31条 休み、遊ぶ権利	公園	前、6、7人で、大声で、遊んでいたら、「うるせえ！しずかにあそべ！」と言われた。むかついたけど、大事になるのもいやだと思って、謝った。	50代くらいのおじいさんふたりからうるせえよ！しずかにあそべ！と言われた。	ともだちといたけれど、みんなうぜえよ！だまれよ！と言っていました。公園だから遊べるところだからうるさくしても良いと思うんです。	優しく言ってほしかった。もりあがって遊びたい。こどもがあんしんしてあそべる場所をつくってほしい。
34	11才		教室	4年生のときの先生がひどくて毎日みんな泣いていた。居残りをさせられたり、宿題を忘れて暴力を振るわれた。	私はすごく怒ってます！！	ひどい！いやだ！	何が悪かったのかしっかり説明してほしかった。
35	7才	第3条 子どもにもっともよいことを 第18条 子どもの養育はまず親に責任	ひみつ	親がたたいてきたりとか、胸を持ち上げる。そのことで、両親が話し合いをして、僕のことをいろいろ話していた。	親に(もう一方の)親が暴力はやめてほしいと言っていた。	嬉しかった。	わからない
36	7才	第3条 子どもにもっともよいことを 第18条 子どもの養育はまず親に責任	ひみつ	親の暴力をやめてほしい。			(怒られる理由が)命にかかわることなら暴力はいい。でも怪我しないようなときは暴力じゃなくて口で言ってほしい。

地域の親に聴いた声

場所	どんなことがあった
学校	<p>不登校のためにやりたいことをやるという体験ができなかった 学校いく／いかないにかかわらず体験できるようになってほしい 遊んでいると「学校にもいっていないのに遊んじゃいけない」など「いけない」「いけない」が多い。「笑っちゃいけない」みたいな</p>
学校	<p>不登校になった頃インターネットもない時代で情報が入ってこない「卒業後どうしたらいいか？」も先生に働きかけてやっと情報もらえる状態。それが不安だった。 発達障害も当時は情報なく、「わがまま」だと思い親子関係もわるかった。(その後改善) 当時は不登校の子のための場所もなかった。SCもたまにしかこなかった。</p>
支援の場	<p>(お子さんは今どうしている?)→今は家にいる。支援の場にも行っていたが、ウマが合う担当がやめると行かなくなる (ウマが合う担当とは?)→いろいろ提案してくれる。 支援の場に出向かなくなると、保健所からの連絡も途絶えてしまう (相談する相手を選べるシステムも最近はあるが、どうだったらいいというのはあるか?)→今は拗れてしまって難しい、 今はかかりつけ医・訪問介護ぐらいたが、会えていない。交換ノートもあるがしづらい。人と会うのがこわい。 訪問介護でもこういう人がいいというリクエストはあるが、人手不足で叶わない</p>
学校	<p>小学校の時、いい先生がいた。「なんでそう思うの?」「周りの人との認識とくいちがっていることは何か?」という形でアプローチしてくれたため、自分や周りの人を理解するのに役立った。悪いものではなければ、違う個性こそが行き詰った時に未来を拓くと私は思っているので、このアプローチは素晴らしいと思う。 高校でつらいことがあり、他校にかわりたかったが、当時は元の高校をやめないと他校を受けられなかったため、家族に反対され、無理に元の学校を続けた。つらさに耐えられず、結局退学。後に大検を受けて進学したが、これが今も響き、就職がうまくいかない。エントリーシートで落とされてしまう。就職して未来をひらくにはどうしたらいいのだろう? そういった人を受け入れてくれるブラックではない会社はあるのか?</p>

地域の親に聴いた声

場所	どんなことがあった
支援の場	<p>社会福祉協議会も人の入れ替わり激しく、慣れた頃になってしまう。 引きこもりが長くなると社会に出る意欲がなくなってく 「引きこもり」という言葉が大嫌い、悪いことをしているみたい</p>
家庭	<p>70-40問題。OSD(親が死んだらどうなる)今まさにこの状態で、居場所の大事さを感じている。</p>
家庭	<p>子どもが話す相手はわたし。父とは合わない。家族の中でもギクシャク。早く家を出られればいいけど出られない 母が死んだら後を追う、と言っている</p>
家庭	<p>(母が死んだら後を追う、と言っている、という他の方の発言に対して)私は、交通事故で3ヶ月入院したが息子は何とかあった。 父子も話すようになった。父子・きっかけがあれば関係改善するかも？はねられてよかったかも、とも思う。</p>
家庭	<p>(父子の関係が悪いことに関して)うちの場合は亭主関白が原因。母を大事にすれば父も好きになる。お母さんがかわいそう、と言っている。 子どもの頃から感じていた。私にとってはあたり前だったが息子たちは違う感覚</p>
家庭	<p>自分も子を守るタイプである。今は親がいるけど一人でも生きていけるようにした。(都営住宅で一人暮らし) 自分が死んだらどうなる？友だちがいないのがかわいそう。 日中一人で散歩できない(フラフラあるいているのも...と思うので、夜散歩している) 友達は結婚して子もいるので離れていった、自分は仕事もしていない誘われても行きづらい。 仕事は無理。朝おきれない。 ゴミ拾いでも何でもいい、だれかにあなたは必要なんだよ、といってもらえる。人の役にたつことが大事。最近の子はみとめてもらいたい、「いいね」がほしい、と思っている。</p>

地域の親に聴いた声

場所	どんなことがあった
家庭	息子は音に敏感なので近所ともめた。心配もある。 一緒にすんでいればよかったと思うこともある。夜中に呼び出されたり。長生きしなきや。90まで生きなきや
支援の場	サポステに行ったが「自分で探してください」「行けるところはどこにもありません」と言われてがっかりして帰った(調布市だから?)
支援の場	(相談先の)横のつながりがない。どこにいてもイチから相談しないとしいけない、たらいまわし。あきらめちゃう。
家庭	(国民年金やケータイ代だれが払ってる?) * 親が払う * 障害年金もらってる
家庭	将来のことかंगाえて障害年金をセーブしている 働いていた頃の貯金きりくずす。→減っていく一方、セーブしている。 (お金の相談する相手いる?)→いない。
	強い人がいかに弱者を守れるか? 弱者=子どもに限らず障害者など。
	忙しい(大人が)親・先生どうやって子どもの話をきけばいいか
	道徳の時間.へった?(内容変わった?) ネットがあるからいじめが、ふえた。 逃げられない、けせない
	自分が今、子どもに戻りたいか?と聞かれたら戻りたくない 今の子どもは大変だから(受験・エリート志向)

地域の親に聴いた声

どうなってほしい？ほしかった？

- ・「子どもがたのしみなことがあって生きていける」3条 31条
- ・「こども条例」は(子どもはもう成人なので)ちょっと違うかなとは思ったが、依存先をたくさん作ることの大切さを感じる
- ・聞いてもらう権利思ったようにならなくても、聞いてもらえればよかった(特に問題となった先生は学校で「相談役」というポジションにあった先生だったため、対応が残念だった様子)
- ・子どもの権利を守るのは誰？→大人 すべての大人
- ・昔、タバコ屋のおばちゃんのような大人が子どもを守っていた。今はそういう近所の見守りがいない。電車の中で子どもを注意したら、親ににらまれた。
- ・野川であそんでいる女の子を誰もみてないこともあった。
- ・下手に声かけると問題になる。見て見ぬふりになっちゃう
- ・民生委員が声かけてくれるが高齢。
- ・定年後の方々活躍できないか？登下校の見守りなど。
- ・高齢者者にもいろんなタイプがある子どもの評価も二分。
- ・支援者一される側のマッチング、大切。マッチングアプリみたいに
- ・大人が幸せで、余裕がないと守れない。
- ・引きこもりの当事者が、相談にのるサービスはどう？会社つくっちゃう??
- ・狛江市にも作ってください
- ・一回相談したらカルテみたいになる。一緒にうごいてくれる人がいる。
- ・発想の転換って大事！
- ・引きこもりでも相手が働いて自分は家事をするというスタイルで結婚する例もある
- ・子どもの権利を認めるということができていない(例えば世田谷区のように、条例できておわりではなく、できた後も見直しながら、意識していくことが必要？という問いに対して)→基本的な条約を変える必要はないが、守れているかどうか？守れない条件は何か？を大人が常に意識できるように気軽に話し合うことができればいい
- ・子どもに関わる人は子どもの権利をもっと勉強すべき、毎日でも！
- ・子どもの教育を変えてエリート志向を変える。
- ・今の大人を変えるのは大変。

地域の親に聴いた声

どうなってほしい？ほしかった？

- ・こども基本法は、ほとんどの大人が言葉上では理解している
(守れていないことの気づき)
- ・こども基本法ができたのは、大人が守れていないからそのことを認識し、意識していかないと守れない→今回の作成にたくさんの方が関わることで、多くの人が意識できると良いと思います。→作成後に常に考える機会を設けることで意識できるようになると良いと思います。
- ・大人の固定概念や、常識を変えるのはかなり難しい(時代の変化・多様性)
- ・世の中の順番を改めて認識する(個が社会のために犠牲になるのはどうだろう)個があり社会がある(社会は個の為に、その為に個は社会のために動く)子どもがいて学校がある(学校のために子どもがいるのではない)
- ・多くの人に受け入れられるルール(大人が作っている)世の中は多数派に合わせて作られている。少数派は多数派に合わせて努力をしている→多数派が優遇されている(少数派に合わせてもらっている)ことを認識して、少数派に配慮をするのが当然だと思える世の中になると良いと思います。
- ・見慣れない、わからないことから、マイノリティをさけてしまう。見た目でわかる障害の方への接し方がわからなくて避けてしまう。→小さい頃から、接する機会があると、手を差し伸べやすくなる(慣れることの重要性)(ボランティア精神)見えない障害の方とは誤解が生じやすいため、みんなを混乱させてしまう。→多数派とは少し違う特性を持った人がいる(周りの理解が必要)子どもの場合は通訳となるような人がいるとお友達とのトラブルを回避しやすいと思います。
- ・理解できない、わからないことを認めて、関わらないのも優しさ(無理に合わない相手や理解できない相手と友達にならなくても良い)→お互いの自由を尊重できる仲間づくり理解できない相手はいる、生理的に受け付けられない相手もいる→だからといって攻撃したり、排除したりするのは違う距離を持って平行線のままで、無理に交わらなくてもいい(あなたと私の意見・考え方は違うんだねという理解)→どうしても孤立してしまう子どもがいたら、寄り添える大人が寄り添えば良い

アイスブレイク中の会話の中で聴いた声(ブレスト)①

■地域・施設—1

5時まで(遊んで) OK
たたかいごっこしない
座って遊ぶ
大人仕事する
サッカー バスケットのしい
けいさつごっこ 警察好き 走るのが好き おうちごっこ
けいさつごっこ 大嫌い 走るだけだし 捕まったとき、ぼくは助けるけどみんな助けてくれない
知恵の輪あれば 保育園ずっとオツケー
保育園行きたすぎて休みの日きらい
チュウするのがいや
お昼寝しなくて良い →うれしい お昼寝していた時 いやだった 眠たくない シーって言われる めっちゃしゃべってた こっそり
ほめられるの大嫌い
早くこの世界から逃げ出したい 人類が滅亡する
悪いことしたら(←先生が決める)廊下に出される
(1日に)18回けんか
けんかしたら悪い方が先生に怒られる
わちゃわちゃしていたら仲良くなる
人生そんなに甘くないから喧嘩は止めてほしい
おめめが大きいと怖くなっちゃう (距離が)近いと怖い (誰かと)お話ししている時に入ってくるとイヤ
気持ちが無視されるとイヤ
やめてって言ってもやめないのがイヤだ
ピンク貸して欲しかった

アイスブレイク中の会話の中で聞いた声(ブレスト)②

■地域・施設—2

レゴ、練り消し、ピタゴラ、ボードゲーム。
ルービックキューブ欲しい
学校にあんまり行けてない。家庭教師、こまちの学習 逃げる場所なら(あるよ)
いつも遊ぶ場所はふらっとなんぶ こまちみたいなところ 学習もあそびもできる
(いやな思いしたことある?)あんまりない
プレーパークには緑があるけど、駅前らへん緑少ないから増やしてほしい。
バリアフリーやってもらいたい。2歳の時に病気をしてお腹に傷がある。足にまひがある。歩けるが足が突っ張る。電車とホームの間に落ちたこともある。体にも安心できる狛江を作りたい。
事故にあった、タイヤ公園、滑り台、救急車。
車いすの人も乗りやすいバス、タクシー増えたら良い。自動運転バス増えてほしい。大きいと車いすの人も乗りやすい。
みんなが安心して住めるこまえがいいです。
エスカレーターに切り替えてほしい。エレベーター、階段、段差。
24条。世田谷の病院に行っている。狛江にも大きな病院が欲しい。総合病院。
電車、バスに乗るとき65歳以上シルバーパスある。障がいある人も使えるようにしてほしい。今は半額、手帳があるから。移動が大変。タクシーの助成金無くなる。交通機関の整備や段差減らしてほしい。
今日伝えた意見や子どもの権利は日本全国で必要、まずは狛江、それだけをお願い。
バス券、交通(バリアフリー)タクシー、3つはすぐにでも！！
こどもがあんしんしてあそべるばしょをつくってほしい。まえおおごえであそんでいたらうるせえよしずかにあそべといわれたからです

アイスブレイク中の会話の中で聴いた声(ブレスト)③

■学校ー1

おにごっこ、1輪車、トランプ。
(権利を侵害しているという)そういうつもりじゃなくても、そうなっちゃうことがあります。権利を侵害されるシチュエーションがあった場合、侵害している人はそういうつもりじゃないのに侵害してしまっていることがあります。
学校に戻りたい、というのもある 今は1週間に3、4回いけてる。
友だちのおかげ。学校においでよ、と言ってもらえて、もう一回行けるようになった。
学校嫌いじゃない。算数のノート忘れちゃう。時間割すぐ変わっちゃうから。
先生がずるい 楽だからってうそをつく。時間割を変えたことを先生の都合で話してくる。
ノート置いて良い箱がある。中に入れておける。そういうの他の学校にもあったらいい。
雑談ばかりする先生いる。楽しいけど 授業さぼっている気がする。
先生に怒られるのイヤ。くすぐってくれるロボット欲しい。先生が怒っている時に笑わしてくれるロボット。
算数の時間個別に受けて申し訳ない。どうにかしたい。
自分の分身ロボット欲しい。ずる休みしたい。
ずる休みしている
特別支援学級(校)、できる子はできるんだから普通級と線引きしないで。分けちゃいけないと思う。大人たちはなんで分けるの?。できる子はできる。大人は見過ごしてる。線引きしなく統一してほしい。
小学校で交流授業、ノート取り、手も操作しづらい、ペースに合わせながら書かなきゃいけない。ギガ端末時間や他の道具を用意してほしい。
23条。普通の机と車いすの机→車いすの方上げ下げできる机にしたらいい。
3条。学校での話、どこの場所であろうが守ってほしい。

アイスブレイク中の会話の中で聞いた声(ブレスト)④

■学校ー2

2条、3条。クラスで3グループに分かれる、今いるグループ、小学校と変わらない。ダメとは言わないけど、そんなにすぐには無理と言われた。高校に上がる時希望伝える。高校の先生がOKしてくれたら変わる。あの子たちにできて自分はできない、ちょっと悲しかった。小学校のやってきたこと、先生は分かっていたのでは？科書学習がしたい。違うグループに移りたい。

問題1回できたのに、増やされて帰れない

くらべるの嫌だーともだち

先生も心配してほしい

休みの日も学校にいきたくない

担任大声でさげぶ イヤ

クラスの先生、女の子にあまい。

先生のこと好き 安心している人と話したい。

アイスブレイク中の会話の中で聴いた声(ブレスト)⑤

■家

パパと一番多く遊ぶ オセロ
お父さんとたたかいごっこ
けいさつごっこ LaQ おうちあそび
休みの日 ポケポケ
ママにずっと怒られてイヤだ ずっと怒るのがイヤだ (怒らないでって伝えたこととかある?)ママに怒らないでって言ったことはない ...
そんなめっちゃ悪いことしてないのに怒る 悪いことして怒られるのはわかる
イヤなこといっつもある (兄が)遊んでくれない たたく
ねえねえ(姉)うざい やめてって言ってもやめてくれない 水筒投げられた
うざい
大人もやめてって言ってもやめてくれないこともある
ママ話聞いてくれないなあ 2024年 ママお話ししてくれない 2025年 お話ししてくれた
ゴルフの時はゴルフのことしか考えてない じいじ
お風呂いやだ
おじいちゃんがチュッチュしてくる(のがイヤ)
やだって言いたい、怒らないでほしい。おもちゃ買ってほしい。
パパと遊ぶ、ゲーム、妹と遊ぶ。
お母さんが遅く(9時)起きてくることがある。自分でも朝ごはんは作れるけれど・・・
ふつうに 朝ごはん、自分で(つくることもあるけど)つくってもらえない。
1家族に1つロボットが欲しい
友達とここで遊んだことを内緒にしてほしい。ばれるとごはん抜きになったり帰ったらたたかれるから。

アイスブレイク中の会話の中で聞いた声(ブレスト)⑥

■公園ー1

サッカー いえ(そと) ママと公園で
友達とブランコ、滑り台。
友達と一緒にだから楽しい。
もっと大きな滑り台にしたい。小さい子のために変わっちゃった。大きい子用の滑り台欲しい。小さい子 →あたって危ない。大きい滑り台でも小さい子楽しいと思う。小さい子優先。
遊具の年齢制限があるので、妹と遊ぶときダメと言われる。
ルール ボールで遊びたい 小さい子たちいて危ないからダメ 大人理由教えてくれない だからわからない
トンボ公園 ボール遊びできません 怒られると思ってやらない
小さい子がやっていた →パパが良いんじゃない？
年齢制限ある →やっちゃう おすすめの年齢(ファシリからの情報、業者の考え)地域の大人 →それ以外ダメ (滑り台)短い 小さい 下から(のぼれる)
クジラ公園 滑り台 小さい子は楽しいけど ... 下からは上がれる
自分に怒るなら妹にも怒ってほしい 大人は怒られない ずるい 弟(妹)はあまり怒られない お姉ちゃんだから我慢しなさい 差がやばい ママが無視する
クジラ公園 子ども着地 大人が怪我 大人は怪我しちゃう
怪我することもやりなくなっちゃう ちょっと行けると思うとやっちゃう

アイスブレイク中の会話の中で聴いた声(ブレスト)⑦

■公園ー2

公文の宿題困る
習い事何個も
めっちゃ疲れてる

自転車こいじゃダメって言われる

(遊びの時間は)
学童にいる時間 土、日

学童に対しての意見は特にない

楽しかった
すっきりした
(こういう声を聴かれる場面あった? ファシリ問いに対して)
初めて
やったことない
こういうのはまたやってもいい

公園とかは言いたいことあるけど、いま遊んでいる場所は楽しい! 言いたいことはとくになにもない。

公園ルール少しきびしい。ボールだめ。花火はわかるけどボールだと遊具しか(遊ぶ選択肢がなくなってしまう)

遊具はもう(年齢的に)つまらない。

ボールがダメで遊具はつまらないときたら、「じゃあなにすればいいんだよ」

ボール×だけじゃなく、こういうやり方ならいいよ、とか、まわりの人に注意してください、とか

野球はわかるけどサッカーは、とか。

一律にボールがダメというだけでなく、どういう場合にできてどういう場合にできない、と具体的に(場合ごとに)決めてほしい。

家の中よりも公園で友だちと(遊ぶ)ハイツの公園 タコ公園

タコ公園 ブランコはいがいと楽しい

こまち、家、タコ公園(でよく遊ぶ)

アイスブレイク中の会話の中で聞いた声(ブレスト)⑧

■その他ー1

(12条の権利に関して)んーまー、完全ないってわけではない。
学ぶ場所いっぱいあるよ 28条もまもられている
(何か気になることはある?)ない。
酸っぱ:レモン 悲しい:ベイマックスが死んだこと(生き返るけど) うるさい:ねえねえ(姉)のこと
嫌なことない
車、水に落とすロボット欲しい。
頑張ったら5か月に1回日本からのプレゼントでおもちゃ券欲しい。
子どもの権利調べたことある。
子どもの権利、見たことない。
ルール無くてもいい、自由が良い。
2年生の輪に入れてほしくない。子どもで良い。
SDGS16条に入る 7条
22条 ディズニークルーズにしか見えない
子どもの権利の6条7条、以前ポテチを食べられない子もいるという話を聞いて、ポテチ1袋食べたい夢あるって言ってた。覚えてる。
子どもの権利28条、戦争子ども絶対ダメ。
条例できたら手紙で知らせてほしい
親に何か言われたとき、心が沈んでしまった気持ち。このまま死んでしまいたい気持ち。そんな山場の気持ちあるけど…。大人が決めるのではなく、子どもが決めることをしてほしい。子どもの意見を聞いてくれたらいいのに。つらい気持ちになっている子も生きる権利を守ってほしい。そもそもそんな気持ちにならないように、子どもにちゃんと決めさせてほしい。
こんな条約あること知らなかった
文をかけない子をとめる
社会

アイスブレイク中の会話の中で聴いた声(ブレスト)⑨

■その他ー2

弟がいる お兄ちゃんがいる→お兄ちゃんに会いたい
自転車ならべただけなのに怒られた
すこし自分のいけんをそんちょうしてほしい
ミスもある←大人も人間だから
大人の暴力、暴言なくして
男女差別無くしてほしい。せめない。
知らない人の中では話せない。学校に行った方がみんないるし、人数が多いし良い。学校に行ったらみんな知ってるし、知っている人と話したい。年齢そろえた方が良い。わがまま言う子もいるから。(ヒアリングについて)教師にも聞くべき。教師が1番子どもも見ているから。実際困っている子に聞く。(困っている子に聞いてほしい)
子どもが子どものことちゃんと表現できないでしょ?
結局大人がどうにかやっちゃうんでしょ?(条例とかを)
ちゃんと子どものことやっている人たちのことも聞くべき。きちんと子どもに向き合っている人たちの声も聴かないと、その人がかわいそうだから。
信頼している大人に話したい。
(周りの低学年の子の怒鳴られるのが嫌だという話を聞いて)怒鳴っても意味がない。(大人が)大声出さなきゃ聞かない子もいるよね。
粕江市でやっても意味がない。(届けたい声が一時保護所の話だったため、管轄が東京都であるので今言っても意味がない)
やるなら大規模で学校高学年に聞く
何をするかわかってから聞きに来たかった
児相は国の機関。だから粕江でやっても...
プリントやりたくない→学年を統一したい
時保護所の現状を国がちゃんと見るべき。一時保護所はひどい状態。ほんとひどかった。東京都でちゃんとやるべき。この意見が国にあってほしい。一時保護所のことを伝えたかった。これを書きたかった。
実際困っている子に聞くべき。学校に行けてるし、たいがいの子は幸せ。家庭で幸せじゃない→そういう子に聞いて。共感しあえるのが大事。これじゃできない。

アイスブレイク中の会話の中で聞いた声(ブレスト)⑩

■その他ー3

子どもの意見あってる？大人もあってる？どっちの意見も尊重。どっちも聞くべき。

大人も子供も意見を聴いて条例に反映していくのは、どっちの意見も通らないのでは？

小学校の時に(クラスのみんなで)話し合いがあった。クラスの中でみんなが良い状態で授業を受けられるにはどうやったら良いかの話ができる。その時の雰囲気良かった。(ヒアリングの場では同年代ではないし、同じ困りごとを経験しているメンバーではないため)この場は難しい。

同世代は授業っぽいのが良い

学校に授業内の方が言いやすい(道徳など)

30～50代はもう変わらない。世代が違う→考え方違う。話し合いをしても平行線。LGBTQ など世代で分かり合えないことがある。世代が上の人は今更考えが変わらないから、条例作っても意見は違うまま。

20代に話して子どもの関心を持ってもらう。教師になりたい人、子どもを持ちたいと思っている人。

中1、中2、中3～の(それぐらいとかそれ以上)に話を聞いて。本当に家庭が大変だったり、いじめられたりとか、そういう人に聞くべき。小学生でも意見もっている子もいる(そういう子の話は聞いていく)。全子どもの話を聞いて作るのは不可能。意見をまとめるの大変。成長、学年によって意見が違う。意見を一緒に考えてもらってもうざいかも意見を出すそもそもできない。語彙力(少ない)。知らないこと多い。ちゃんとした意見が出ることない。

目に見えた。プリント、内容。やっても意見が届かないなら意味がない。1人1人に変わったこと教えて。